

広島県後期高齢者医療広域連合告示第20号

次のとおり一般競争入札に付することとしたので、広島県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合規則第11号）第81条の規定により公告する。

令和4年5月16日

広島県後期高齢者医療広域連合長 平谷 祐宏

1 調達内容

(1) 件名

広島県後期高齢者医療広域連合公用車賃貸借（長期継続契約）

(2) 調達内容及び契約の条件等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 賃貸借期間

令和5年2月1日から令和10年1月31日まで（ただし、契約締結の日から令和5年1月31日までは、調達物件賃貸借に係る準備期間とする。）

(4) 納入場所

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること

(2) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること

(3) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって、「1 物品関係 20 レンタル・リース G 車両・船舶・航空機」の資格を認定されている者であること

(4) 広島県内に本社、支社又は営業所等を有する者で、調達物件の故障等の際に速やかに対処ができること（広島県後期高齢者医療広域連合事務局から自動車でおよそ30分以内に到着できる位置に整備工場を有すること）

(5) 当広域連合が定めた仕様書の条件を満たす自動車を賃貸することができる者であること

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

ア 交付方法

後記イの交付場所又は電子メールにより交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する場合は、電子メール本文に次の事項を記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。

- (ア) 請求者氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）
- (イ) 住所（法人の場合は所在地）
- (ウ) 電話番号
- (エ) 告示番号

請求先メールアドレス：kikakuzaisei@kouiki-hiroshima.jp

イ 交付場所

〒730-8626

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階

広島県後期高齢者医療広域連合 総務課 企画財政係

電話：082-502-3007

ウ 交付期間

この公告の日から令和4年5月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、随時交付する。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)イの場所

ウ 提出期限

令和4年5月27日（金）午後5時15分まで

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、特定記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和4年5月30日（月）午後5時15分までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和4年5月31日（火）午前10時00分

イ 場所

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階

広島県後期高齢者医療広域連合 会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 広島県後期高齢者医療広域連合財務規則第84条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
必要（入札金額の100分の5以上）。ただし、広島県後期高齢者医療広域連合財務規則第82条に該当する場合は入札保証金の一部又は全部を免除する場合がある。
- (3) 契約保証金
必要（100分の10以上。なお、契約金額が1,000万円を超える場合や単価契約については別に定める。）。ただし、広島県後期高齢者医療広域連合財務規則第101条第2項に該当する場合は契約保証金の一部を減額又は全部を免除する場合がある。
- (4) 入札者に求められる義務
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県後期高齢者医療広域連合財務規則第88条各号に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否
要
- (7) 入札の中止
広島県後期高齢者医療広域連合財務規則第86条に該当する場合は、当該入札を中止する。
- (8) 入札結果の公表
落札者決定後、3(1)イの場所で閲覧により公表する。また、公表内容は以下のとおりとする。
 - ア 入札の日時及び場所
 - イ 契約の件名
 - ウ 全入札者名、落札等に至るまでの入札金額等の入札経緯及び決定内容
 - エ その他広域連合長が必要と認める事項

(9) 契約の変更又は解除

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を変更又は解除することがある。

(10) その他

入札説明書による。

6 問合せ先

〒730-8626

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階

広島県後期高齢者医療広域連合 総務課 企画財政係

電話：082-502-3007

FAX：082-502-7844